

WinActor ご購入に関する規約

一般社団法人日本 CFO 協会（以下、「CFO 協会」といいます。）の委託に基づき株式会社 CFO 本部（以下、「CFO 本部」といいます。）が販売する「WinActor」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社（以下、「NTT-AT」といいます。）のソフトウェア製品であり、本ソフトウェアをご購入してご使用頂く法人、団体を含めたお客様（以下、「お客様」といいます。）は、CFO 本部よりご購入頂いた時点で、本規約に承諾したものとみなされます。よって、お申込み以降は返品および返金は一切受け付けできませんことご了承ください。本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェアの著作権および他の知的財産権は、日本電信電話株式会社（以下、「NTT」といいます。）、および NTT-AT に帰属しています。本ソフトウェア製品は、オブジェクトコードに限り使用を認められるものであり、本ソフトウェア製品にかかるソースコード、またはソースコードにかかる知的財産権を販売・譲渡するものではありません。

第一条(ライセンスキー)

本ソフトウェアのライセンスキーの発行は、CFO 本部が NTT-AT にお客様ご購入情報を通知し、NTT-AT が WinActor ライセンスに関わる保守契約 ID を発行しお客様に通知致します。

お客様は保守契約 ID に本ソフトウェアをインストールするパソコンの製品番号を NTT-AT に内容を通知して頂きます。NTT-AT は、当該通知に基づきライセンス ID ファイルをメールでお客様にお送りし、お客様がライセンス登録を完了することで契約が成立し、お客様は本ソフトウェアの利用が可能となります。

第二条(ソフトウェア利用許諾契約書)

本ソフトウェアのソフトウェア許諾契約書は NTT-AT がお客様にメールで送付するライセンス ID ファイルに入っており、お客様が内容を承認することでお客様と NTT-AT とが直接締結することとなります。

第三条(発注方法)

お客様は CFO 本部に対して、次の事項を記載したお客様のご購入情報を NTT-AT に提供することに同意頂きます。

製品名、数量、単価と数量、希望納入場所、会社名、部署名、担当者、メールアドレス、電話番号、および上記各号の他、取引に就いて必要な条件

第四条(保守サポート・契約更新)

1. 本ソフトウェアに関わるサポートは CFO 本部がサポートを委託するジェイクラブ株式会社が行います。
2. お客様は CFO 本部に対して、お客様のご購入情報をジェイクラブ株式会社に提供することに同意頂きます。
3. 本ソフトウェアは年間利用料で契約が更新され、契約更新の前に NTT-AT 若しくは CFO 本部からお客様に対して通知されます。

4. 契約を更新しない場合には、お客様は NTT-AT の指示に従って本ソフトウェアのアンインストールを確実に実施して頂きます。

第六条(検査・引き渡し)

お客様がライセンス登録した日をもって本ソフトウェアの納品日と致します。納品日を初日として3営業日以内に検査を行い、不合格の場合にはその結果を NTT-AT に通知して頂きます。通知がない場合は合格と判断させていただきます。

第七条(支払)

お客様から CFO 本部への支払いは、遅くとも前条の検査結果合格日の翌月末日までに CFO 本部が指定する金融機関宛にお振り込み頂きます。また、金融機関への振込手数料はお客様にご負担頂きます。